

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文
目次

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第二条関係） 1
- 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（抄）（第三条関係） 3
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）（第四条関係） 4
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第五条関係） 5

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（特定鳥インフルエンザの病原体の血清型）</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第三項第六号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 H五N一 二 H七N九</p>	<p>（新設）</p>
<p>（四類感染症）</p> <p>第一条の二 法第六條第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十三 （略）</p>	<p>（四類感染症）</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第六條第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三十三 （略）</p>
<p>（一種病原体等）</p> <p>第一条の三 （略）</p>	<p>（一種病原体等）</p> <p>第一条の二 （略）</p>
<p>（三種病原体等の結核菌が耐性を有する薬剤）</p> <p>第一条の四 法第六條第二十二項第二号の政令で定める薬剤は、第一号に掲げる薬剤及び第二号に掲げる薬剤とする。</p> <p>一 オフロキサシン、ガチフロキサシン、シプロフロキサシン、ス パルフロキサシン、モキシフロキサシン又はレボフロキサシン 二 アミカシン、カナマイシン又はカプレオマイシン</p>	<p>（新設）</p>
<p>（四種病原体等であるインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスの血清型）</p> <p>第二条の二 法第六條第二十三項第一号の政令で定める血清型は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 H二N二 二 H五N一</p>	<p>（新設）</p>

三 H七N七
四 H七N九

(四種病原体等)

第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

(削る)

一・二 (略)

(疑似症患者を患者とみなす感染症)

第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、次に掲げるものとする。

一 結核

二 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)

三 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)

四 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ」(H5N1・H7N9)という。)

(獣医師の届出)
第五条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。

一 八 (略)

九 鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) 鳥類に属する動物

十 (略)

十一 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) ヒトコブラクダ

(四種病原体等)

第三条 法第六条第二十三項第十一号の政令で定める病原体等は、次に掲げるものとする。

一 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス(血清亜型がH7N9であるもの(新型インフルエンザ等感染症の病原体を除く。))に限る。)

二・三 (略)

(疑似症患者を患者とみなす感染症)

第四条 法第八条第一項の政令で定める二類感染症は、結核、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであるものに限る。次条第九号において「鳥インフルエンザ」(H5N1)という。)とする。

(獣医師の届出)

第五条 法第十三条第一項の政令で定める感染症は、次の各号に掲げる感染症とし、同項に規定する政令で定める動物は、それぞれ当該各号に定める動物とする。

一 八 (略)

九 鳥インフルエンザ(H5N1) 鳥類に属する動物

十 (略)

(新設)

○ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等） 第二十六条 法第百条第十項（法第百一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第四項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の十五、第七十三条第一項並びに第七十七条第一号二（二十二）（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（法第百条第十項の政令で定める法律の規定等） 第二十六条 法第百条第十項（法第百一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第四項、第十四条第二項、第五十三条の四、第五十三条の五、第五十三条の十五、第七十三条第一項並びに第七十七条第一号二（二十二）（略）</p> <p>2（略）</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（政令で定める法律の規定） 第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 （略）</p> <p>十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第六項、第十四条第二項、第十四条の二第二項、第十七条第一項並びに第五十三条の十五</p>	<p>（政令で定める法律の規定） 第二十一条 法第九十一条第五項の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十四 （略）</p> <p>十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項及び第六項、第十四条第二項、第十七条第一項並びに第五十三条の十五</p>

改正後		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）			
政令 （略）	（削除）	政令 （略）	（削除）
（略）		（略）	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる 政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
政令 （略）	（略）	政令 （略）	（略）
鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成二十五年政令第二百二十九号）		第二条第一項において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十七条、第十八条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十九条（第二項、第四項、第六項及び第七項を除く。）、第二十条（第六項から第八項までを除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務	
中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成二十六年政令第二百五十六号）		第三条において準用する法第十二条（第四項及び第五項を除く。）、第十三条、第十五条（第二項及び第三項を除く。）、第十七条、	

第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条第一項、第三項及び第五項、第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十五条第四項、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）及び第五項並びに同条第八項及び第九項（それぞれ第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務